アメリカ ESTA 申請は下記の３枚セットです

『ESTA 承認証明書』

ESTAの申請

Department of Homeland Securityの公式ウェブサイト

U.S. Customs and Border Protection

ESTA Electronic System for Travel Authorization

認証は承認されました

あなたの渡航認証は承認され、Visa Waiver Programにより米国への渡航が許可されました。これは米国への入国を保証するものではありません。U.S. Customs and Border Protection審査官が入国地で最終的な判定を下します。

必要に応じて、承認済みの認証申請時に登録した次の情報は更新が可能です: 米国滞在中の住所および電子メールアドレス。あなたの渡航認証にアクセスするには、申請番号、パスポート番号、生年月日の入力が必要です。申請時に提出済みの、他のいずれかの情報に変更が必要な場合は、新規に渡航認証を申請し直さなければいけません。

支払い領収書

下記の通り、申請費用の支払い送信は成功しました。旅行またはペイパルの名義人が費用の返還を請求した場合、その申請は自動的に拒否されます。あなたの控え用にこのページを印刷してください。

氏名	生年月日	申請番号	パスポート番号	申請状況	有効期限
YAMADA TARO	1973/05/09	R681WXW3R6HAKHFA	TR12345677	認証が承認されました	2018/08/31

支払い内容の概要

支払いが領収されました：	米国 $14.00
支払い日：	2016/08/31 8:44:58
支払い状況追跡コード：	25TKMQ1V

今日米国への渡航計画を開始するに当たり、DiscoverAmerica.com米国の「旅行およびツーリズム公式ウェブサイト」にアクセスして下さい。

U.S. Customs and Border Protectionは、自動入国審査と呼ばれる新規のプログラムを開発し、CBPの一次審査エリアでの自動化手続きを実施することで、Visa Waiver Programが適用される海外旅行者の手続きを迅速に処理しています。APCとプログラム参加空港について詳しくお知りになりたい場合には、次のリンクをクリックしてください: http://www.cbp.gov/travel/us-citizens/automated-passport-control-apc

DHSは、あなたの記録用に、この画面を印刷することを推奨します。

楽しいご旅行を。米国訪問を歓迎します。

文書手続き削減に関する通告: 担当局が情報収集の実施または発起を行うことはなく、この情報に関し、OMB管理番号と有効期限が表示されない限り、個人が回答する必要はありません。この収集通告に関する管理番号は1651-0111です。この申請フォームに記入する際の、推定平均所要時間は23分です。この推定所要時間に関するご意見は、担当部署宛てに書面で通知することが可能です: U.S. Customs and Border Protection, Office of Regulations and Rulings, 90 K Street, NE, 10th Floor, Washington DC 20229. 有効期限2018/09/30

ESTAロゴは、U.S. Department of Homeland Securityの登録商標です。許可なく使用することは違法であり、商標法違反になります。詳細またはロゴの使用の要請については、help.cbp.govにアクセスし、「質問をする」をクリックして要求を送信してください。プロダクト（詳細の項）を選択する場合、「ESTA」およびサブプロダクト「ロゴサポート」を選択し、要求の処理がスピードアップされるようにします。

ESTA-Status-Summary.html[2016/08/31 23:12:13]

『携帯品・別荘品申告書』

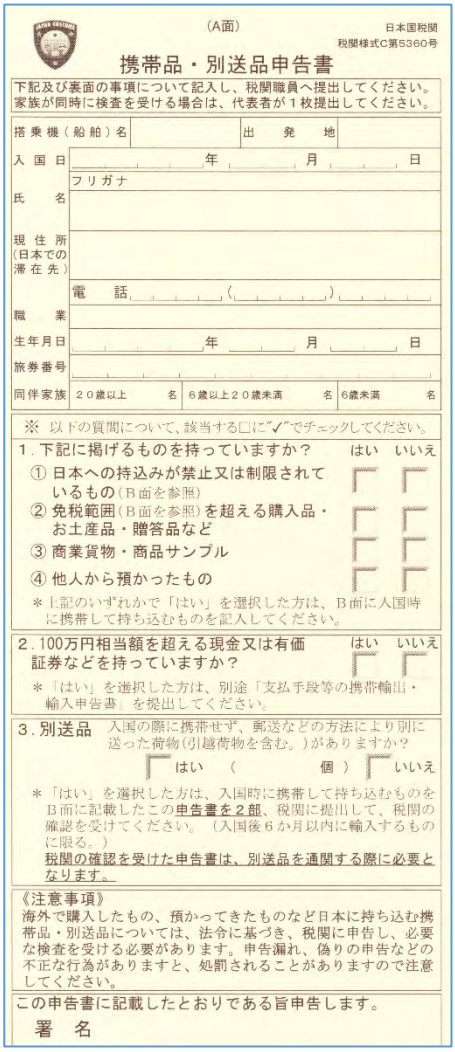

（A面）　日本国税関　税関様式C第5360号

携帯品・別送品申告書

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。
家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が１枚提出してください。

搭乗機（船舶）名　　出発地
入国日　　年　月　日
氏名　フリガナ
現住所（日本での滞在先）
電話
職業
生年月日　　年　月　日
旅券番号
同伴家族　２０歳以上　名　６歳以上２０歳未満　名　６歳未満　名

※ 以下の質問について、該当する□に"✓"でチェックしてください。

1．下記に掲げるものを持っていますか？　はい　いいえ
① 日本への持込みが禁止又は制限されているもの（B面を参照）
② 免税範囲（B面を参照）を超える購入品・お土産品・贈答品など
③ 商業貨物・商品サンプル
④ 他人から預かったもの
＊上記のいずれかで「はい」を選択した方は、B面に入国時に携帯して持ち込むものを記入してください。

2．100万円相当額を超える現金又は有価証券などを持っていますか？　はい　いいえ
＊「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」を提出してください。

3．別送品　入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に送った荷物（引越荷物を含む。）がありますか？
□はい（　個）　□いいえ
＊「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものをB面に記載したこの申告書を２部、税関に提出して、税関の確認を受けてください。（入国後６か月以内に輸入するものに限る。）
税関の確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となります。

《注意事項》
海外で購入したもの、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に基づき、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為がありますと、処罰されることがありますので注意してください。

この申告書に記載したとおりである旨申告します。
署名

『アメリカ税関申告書： CBP Form6059B』

U.S. Customs and Border Protection

税関申告書

米国税関・国境整備局は皆様の訪米を歓迎いたします。

重要な情報
米国居住者—国外で取得し、米国に持ち込むすべての物品を申告すること。
訪問者（非居住者）—米国に残す全ての物品についてその価値を申告すること。
この申告書に全ての物品を申告し、その価値を米ドルで記入してください。贈与品については、小売価格をご記入下さい。
関税—CBP職員が判断します。米国居住者については、所持品の$800ドル相当までの物品について免税が適用されます。渡航訪問者（非居住人）については、一般的に$100ドル相当までの免税が適用されます。関税は、免税額を超える最初の$1,000ドルについて現行利率で査定されます。
農産物及び野生生物製品—危険な農業害虫、禁制野生生物の入国を防止する目的で、以下の物品が規制の対象になっています。果物、野菜、植物、植物性産物、土壌、肉製品、食肉加工品、鳥類、卵製品、生きた動物および、動物製品。これらの物品を、税関および国境警備局職員、検疫および国境警備局農業専門家、魚類・野生生物検査官に申告する事を怠った場合、罰金が課されたり、所有物品の押収につながる事があります。
通常、規制薬物、模倣品、及び毒性物質を持ちこむことは禁じられています。知的財産権を侵害する商品をアメリカ合衆国に輸入する事は旅行者に刑務金・民事罰又は刑事罰が課される可能性があり安全又は健康に重大な危険をもたらす可能性があります。
通貨、または金融商品の輸送は金額にかかわらず合法行為です。ただし、国外から米国内に$10,000ドル以上（米ドル、またはそれに相当する外国通貨、もしくはそれらの組み合わせ）を持ち込んだり、逆に米国から国外へ上記を持ち出す場合には、それをFinCEN 105（旧税関書式4790）をもって米国税関および国境警備局に報告書を提出することが、法律によって定められています。金融商品と呼ばれるものの中には、コイン、紙幣、トラベラーズ・チェック、および持参用金融商品である個人小切手や銀行小切手、株・証券が含まれています。本人以外の人に通貨や金融商品を運搬してもらう場合も、FinCEN 105の書類を提出しなければなりません。その申告を怠ったり、金額を申告しなかった場合は、渡航者が所有しているすべての通貨、金融製品が押収の対象になったり、渡航人が民事上の刑事または刑事訴追を受ける可能性があります。このページの上記にある重要な情報をお読みになり、真実に基づいた申告をした後、当書式の後にある署名の欄にサインをして下さい。

所有品目の明細
リストが長くなる場合は、別のCBPフォーム6059Bに記載を続けてください。）　価値・金額　CBP専用記載欄

総額

この書式の裏面にある記入説明文をお読みください。申告義務のある全ての品目について記入する欄が設けてあります。
私は、この書式の裏面にある重要な情報項目を読み、真実に基づいた申告をしました。
X